リスクマネジメント規程

(目的)
第１条
　この規程は、社会福祉法人敬心福祉会（以下、「法人」という。）の運営する事業所が、利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故、被害は生じなかったものの「ヒヤリ」・「ハット」する事態の発生を防止、解消、被害の軽減のための体制を確立し、安全な福祉サービスの提供に資することを目的とする。

(実施内容)
第２条
　事業所における利用者の安全確保、利用者サービスの向上を図るために、下記の取り組みを行う。
（１）リスクマネジメントの推進方策の検討
（２）リスクマネジメントに関する取り組みの広報・周知
（３）事故が発生した場合の対応策の検討

(実施体制)
第３条
（１）各事業所は、施設長を責任者とするリスクマネジメント推進体制を整備する。
（２）そのために、「リスクマネジメント委員会」を事業所単位に設置する。

(リスクマネジメント委員会)
第４条
（１）委員会の活動内容・所掌事務
　委員会は、下記の所掌事務に関する協議、調査等の活動を行う。
①事故防止の検討方策に関すること
②事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討に関すること
③事故防止のために行う職員に対する指示に関すること
④事故防止のために行う施設長等に対する提言に関すること
⑤事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること
⑥事故についての訴訟に関すること
⑦その他、事故防止に関すること
（２）委員会の開催
　委員会の開催は、概ね毎月１回とする。ただし、必要に応じ、臨時の委員会を開催できるものとする。

附　則
この規程は、平成１７年４月１日から適用する。